

事案書（■経営会議 □調整会議）

開催日：平成25年11月19日（火）

担当課：都市施設部 土木管理課 総務部 収納課、資産税課

<p>件 名：(仮称)大和市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の制定と 大和市市税条例の一部改正等について</p> <p>提出理由：平成26年4月に境川及び引地川の両河川が特定都市河川に指定されることを受け、必要 となる関係条例規を整備するにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市はこれまで、「総合治水対策」として、開発行為などの際、事業者等へ雨水貯留浸透を図るよう指導することで、浸水被害の軽減に努めてきた。 平成16年5月、市街化の進展等により河川整備が困難な地域において、浸水被害から国民の生命や財産を保護することを目的とした特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）が施行され、これまでに全国で6河川が特定都市河川に指定されている。 法に基づき、都道府県知事等により特定都市河川に指定された河川の流域において、1,000 m²以上の土地（現況が宅地の場合は除く。）で舗装や転圧などの雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、都道府県知事等（政令市・中核市・特例市にあっては市長）の許可を得なければならない。 この許可を得るにあたっては、必要に応じて、雨水貯留浸透施設の整備が求められる。 神奈川県は、境川と引地川の両河川について、平成26年4月に特定都市河川に指定する予定で手続きを進めている。 許可権者となる本市は、条例の制定など、特定都市河川の指定後に発生する事務処理に向けて、体制の整備を進める必要がある。 <p>2. 指定に向けた対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例を制定し、雨水貯留浸透施設及び保全調整池に備える標識に記載すべき事項を定める。また、許可申請の手続きに関連する規則や許可事務に必要となる技術的基準等を定める。 特定都市河川指定後は、県知事や流域市長等と策定する流域水害対策計画に基づき、両河川における浸水被害の軽減を図っていく。 また、平成24年3月の地方税法の改正により、雨水貯留浸透施設への固定資産税の課税は、わがまち特例の対象となったため、市税条例についても一部を改正し、国の基準を参照して、固定資産税の課税標準額を減額する特例割合を定める。 	
<p>経 過</p> <p>H16. 5 特定都市河川浸水被害対策法施行</p> <p>H25. 4 境川・引地川の流域市から県へ特定都市河川指定意見書を提出</p> <p>県が国と指定に向けた協議を開始</p>	<p>今後の予定</p> <p>H26. 1 市民意見公募手続きの実施</p> <p>H26. 2 議案上程</p> <p>H26. 4 条例施行</p> <p>特定都市河川指定</p>